

令和8年度 妊婦委託健康診査費用 請求書

請求金額 金 円

受診票の番号※1	健康診査の内容	単価	件数	金額
第 1 回目	・基本的な妊婦健康診査(5,240円) ・血液検査(9,920円)	15,160 円	件	円
	※2 血液検査を実施しない場合	5,240 円	件	円
第 2 回目	・基本的な妊婦健康診査	5,760 円	件	円
第 3 回目	・基本的な妊婦健康診査	5,760 円	件	円
第 4 回目	・基本的な妊婦健康診査	5,240 円	件	円
第 5 回目	・基本的な妊婦健康診査	5,760 円	件	円
第 6 回目	・基本的な妊婦健康診査	5,760 円	件	円
第 7 回目	・基本的な妊婦健康診査	5,760 円	件	円
第 8 回目	・基本的な妊婦健康診査(5,240円) ・血液検査 血算・血糖(3,360円)	8,600 円	件	円
	・基本的な妊婦健康診査(5,240円) ・血液検査 血算のみ(1,810円)	7,050 円	件	円
	・基本的な妊婦健康診査(5,240円) ・血液検査 血糖のみ(1,550円)	6,790 円	件	円
	※2 血液検査を実施しない場合	5,240 円	件	円
第 9 回目	・基本的な妊婦健康診査	5,760 円	件	円
第 10 回目	・基本的な妊婦健康診査	5,760 円	件	円
第 11 回目	・基本的な妊婦健康診査(5,240円) ・GBS検査(3,200円)	8,440 円	件	円
	※2 GBS検査を実施しない場合	5,240 円	件	円
第 12 回目	・基本的な妊婦健康診査(5,760円) ・血液検査 血算(1,810円)	7,570 円	件	円
	※2 血液検査を実施しない場合	5,760 円	件	円
第 13 回目	・基本的な妊婦健康診査	5,760 円	件	円
第 14 回目	・基本的な妊婦健康診査	5,760 円	件	円
多胎用	・基本的な妊婦健康診査(多胎用15回目～21回目)	5,760 円	件	円
	・超音波検査(多胎用5回目～11回目)	5,300 円	件	円
※3 子宮頸がん検診(細胞診)		3,400 円	件	円
超音波検査		5,300 円	件	円
※3 血液検査(HTLV-1 抗体検査)		3,070 円	件	円
※3 性器クラミジア検査		1,980 円	件	円
※3 微生物学的検査ラクトバチルス(Nスコア)		2,000 円	件	円
※4		円	件	円
妊婦一般健康診査 計			件	円

- ※1 妊婦の状況等により、受診票の順番通りに実施しなかった場合は、使用した受診票の番号の回に請求してください。
- ※2 第1回目、第4回目、第8回目、第11回目の受診票を使用した回であっても、基本的な妊婦健康診査のみ実施し、血液検査又はGBS検査を実施しなかった場合は、5,240円を請求してください。第12回目に基本的な妊婦健康診査のみを実施した場合は、5,760円を請求してください。
- ※3 ラクトバチルス(Nスコア)、子宮頸がん検診(細胞診)、血液検査(HTLV-1抗体検査)、性器クラミジア検査は、単独で検査をせず、基本的な妊婦健康診査と合わせて実施してください。それぞれの検査は、妊婦1人につき1回以内とします。超音波検査は、妊婦1人につき4回以内とします。
- ※4 上記の内容以外で実施する場合は、事前に市と協議・確認の上、※4欄に内容・単価・件数・金額を記載して請求してください。

上記のとおり、妊婦委託健康診査費 (月分)を請求します。

令和 年 月 日

医療機関の住所

及び名称

代表者氏名

十和田市長 殿

※請求書の押印を省略する場合は、「発行責任者」と「担当者」の役職・氏名・電話番号を記載してください。

発行責任者の役職・氏名		電話番号	
担当者の役職・氏名		電話番号	